

平成23年8月22日（月）より、 『個人債務者の私的整理に関する ガイドライン』が始まりました。

本年6月に政府が公表した「二重債務問題への対応方針」を受け、東日本大震災の影響により債務の返済ができなくなった個人の方、または、近い将来返済できなくなることが確実な個人の方の私的整理に関するガイドラインが本年7月15日に、策定・公表されました。

- 『ガイドラインの利用』により、金融機関と、既存のお借入れについて弁済方法の変更や債務の減免などを、話し合うことができます。また、法的倒産手続による不利益を回避できます*。
- 『ガイドラインの対象者』は『個人』の方です。

○ 主な対象要件は以下の通りです（裏面もご覧下さい）。

要件を満たさない方は、ガイドラインをご利用できません
ので、ご相談前によくご確認ください。

- 住宅ローン・事業性ローン等をお借入れの個人の方
- 住居・勤務先、事業所・取引先等の生活・事業基盤などが、『東日本大震災』の影響を受けたこと
- 既存のお借入れが弁済できない、または、近い将来弁済できないことが確実と見込まれること（自己破産などの法的手続に入ることが見込まれること）

例えば、①勤務先が被災し、収入が途絶え、新しい収入見通しも立たない場合、②収入はあるが、減少し、債務全般の返済ができなくなった場合、などが考えられます。

* 自己破産などの法的手続をとった場合には、一定の資格制限や個人信用情報の登録などが行われますが、本ガイドラインを利用して債務整理を行えばこのような不利益を回避できます。

このチラシの掲載情報を含め、本ガイドラインに関するお問い合わせ、ご相談は、最寄のお取引金融機関か、運営委員会本部・支部（裏面）まで、お電話下さい。

『ガイドライン対象』の要件(続き)

チェック欄

表面の主な要件に加え、以下の要件*1を充足する必要があります。

- ▶ 弁済について誠実である
- ▶ 取引金融機関等の債権者に、その財産状況を適切に開示している
- ▶ 震災発生前に、延滞等(期限の利益喪失事由*2)がない
- ▶ 債権者の経済合理性に反しない弁済計画を作成する見込みがある*3
- ▶ (再建を図る個人事業主の場合)事業に事業価値があり、再建の可能性がある
- ▶ 反社会的勢力ではなく、そのおそれもない
- ▶ 免責不許可事由*4(破産法252条10号を除く)に相当する事実がない

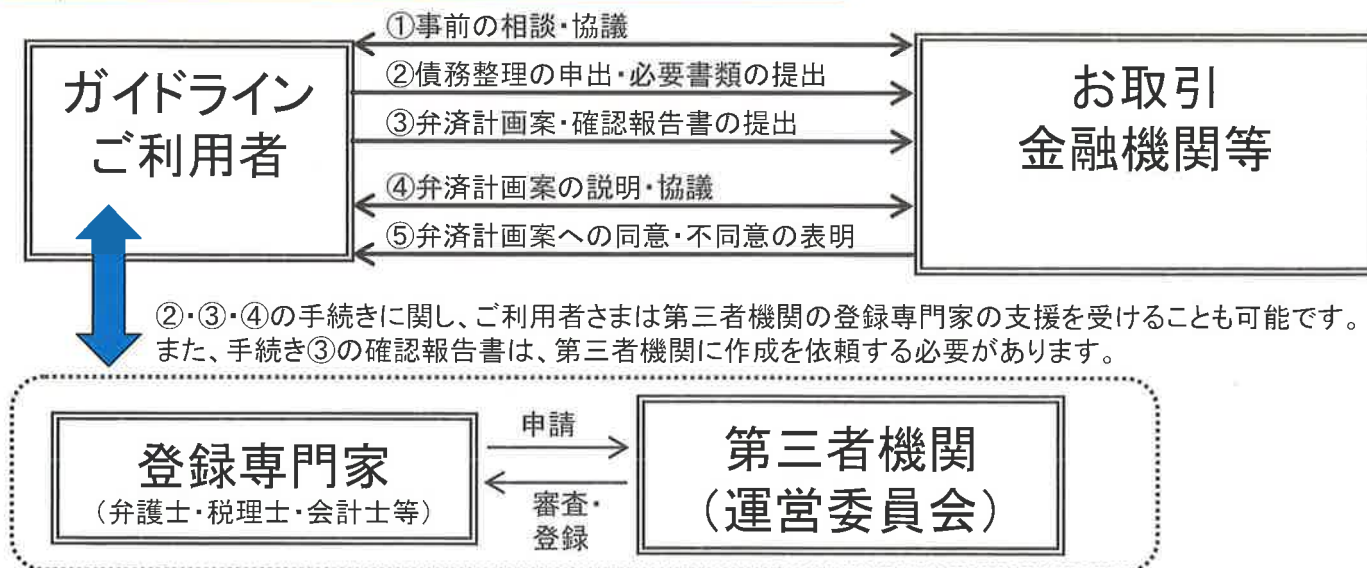
*1 原文表記を一部判り易くしております。詳細は一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会ホームページ(<http://www.kgl.or.jp/>)に掲載されておりますガイドライン(<http://www.kgl.or.jp/guideline/>)「3.対象となり得る債務者」並びにQ&A 3-1~9(<http://www.kgl.or.jp/guideline/qa.html>)等をご参照下さい。

*2 ご利用者さまにて、ご自身のお借入れの契約内容をご確認頂くか、お取引金融機関にお問い合わせ下さい。

*3 例えば、破産の場合よりも弁済が少なくなる弁済計画を作成することはできません。

*4 例えば、債権者を害する目的で、財産を隠したり、不利益な処分をしたり、財産の価値をさげるような行為をした場合や、特定の債権者に対してのみ、債務の返済を行ったような場合、浪費やギャンブルなどで借金をつくらせた場合などですが、詳細はお取引金融機関や運営委員会等にお問い合わせ下さい。

ガイドライン手続きの流れと全体像



一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会 連絡先 (受付時間は平日9:00~17:00)

個人版私的整理ガイドラインコールセンター 0120-380-883(フリーダイヤル)

東京本部 03-3212-0531 : (〒100-0005) 東京都千代田区丸の内1-3-1

青森支部 017-721-1015 : (〒030-0823) 青森県青森市橋本2-2-17

岩手支部 019-606-3622 : (〒020-0022) 岩手県盛岡市大通1-2-1

宮城支部 022-212-3025 : (〒980-0811) 宮城県仙台市青葉区一番町2-4-1

福島支部 024-526-0281 : (〒960-8041) 福島県福島市大町4-15

茨城支部 029-222-3521 : (〒310-0801) 茨城県水戸市桜川2-2-35